

平成 27 年 11 月 19 日

各 位

会社名株式会社アパマンショップホールディングス代表取締役社長大村 浩次
(JASDAQ・コード8889)問合せ先常務取締役石川 雅浩TEL03-3231-8020

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、定款の一部変更について平成27年12月22日開催予定の第16期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

- 1. 定款の一部変更の目的
- (1)当社は、平成27年7月6日付でA種優先株式の発行済全株式を消却したため、A種優先株式に関して規定した条文を削除いたします。
- (2)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執 行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認めら れたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できる体制を 整えるため、現行定款第24条及び第31条を変更いたします。なお、現行定款第24条第2項の変更に関して は、各監査役の同意を得ております。
- 2. 定款変更の内容

変更案は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

	(下線部分は変更箇所を示しております。)
現 行 定 款	変 更 案
第1条~第4条(条文省略)	第1条~第4条(現行どおり)
Mar. 1945	
第二章 株式	第二章 株式
(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)	(発行可能株式総数)
第5条 当会社の発行可能株式総数は、	第5条 当会社の発行可能株式総数は、
41,350,000株とする。	41,350,000株とする。
2. 当会社の発行可能種類株式総数は、各	(削除)
種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりと	
<u>する。</u>	
普通株式 41,350,000株	
A種優先株式 6,545,460株	
(単元株式数)	(単元株式数)
第6条 当会社の単元株式数は、普通株式につ	第6条 当会社の単元株式数は、100株とする。
<u>き</u> 100株と <u>し、A種優先株式につき1株と</u> す	
5 。	
第7条~第12条(条文省略)	第7条~第12条(現行どおり)

現行定款 変更案 第二章の二 A種優先株式 (削除) (剰余金の配当) 第12条の2 当会社は、普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。)及び普通株式の登 録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」 という。)に対して剰余金の配当を行うときは、 当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株 主名簿に記載又は記録されたA種優先株式 を有する株主(以下「A種優先株主」という。) <u>又はA種優先株式の登録株式質権者(以下</u> 「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、 A種優先株式1株につき、普通株式1株当たり の配当額と同額の剰余金の配当を普通株主 及び普通登録株式質権者に対する剰余金の 配当と同順位にて行う。 (残余財産の分配) (削除) 第12条の3 当会社は、残余財産を分配するとき は、A種優先株主又はA種優先登録株式質 権者に対し、普通株主又は普通登録株式質 権者に先立ち、A種優先株式1株当たり、(a) 普通株式1株当たりの時価、(b)IRR30%相当 額又は(c) 8,250円(ただし、A種優先株式に つき、株式の分割、株式無償割当て、株式の 併合又はこれに類する事由があった場合に は、適切に調整される。) のうち、最も高い金 額に相当する額の残余財産の分配を行う。 「普通株式1株当たりの時価」及び「IRR30% 相当額」については、以下にそれぞれ記載さ れた定義に従い計算する。 (1)普通株式1株当たりの時価 (削除) 「普通株式1株当たりの時価」とは、残余財産 の分配が行われる日に先立つ45取引日目に 始まる30取引日の株式会社東京証券取引所 (JASDAQ市場)における当会社の普通株 式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含 む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位 未満小数第2位まで算出し、その小数第2位 を四捨五入する。)とする。 (削除) (2)IRR30%相当額 「IRR30%相当額」とは、次の算式に従って算 出される額とする。 IRR30%相当額=2,750円×P 「P」=1.3をmを指数として累乗した数 「m」=p(以下に定義する。)+(p'(以下に定 義する。)÷365)(小数点以下第4位を切り捨 てる。) 「p」とは、平成23年3月30日(同日を含む。)

から残余財産の分配が行われる日(同日を含

現 行 定 款	変 更 案
む。)までの期間を「p年とp'日」とした場合の	
<u>pをいう。</u>	
「p'」とは、平成23年3月30日(同日を含む。)	
から残余財産の分配が行われる日(同日を含	
む。)までの期間を「p年とp'日」とした場合の	
<u>p'をいう。</u>	
A種優先株式につき、株式の分割、株式無償	
割当て、株式の併合又はこれに類する事由	
があった場合には、適切に調整される。	
2. A種優先株主又はA種優先登録株式質権者	(削除)
に対しては、上記のほか残余財産の分配を行	
<u>わない。</u>	
(議決権)	(削除)
第12条の4 A種優先株主は、株主総会において	
議決権を有しない。	
(株式の併合又は分割及び株式無償割当て)	(削除)
<u>第12条の5</u>	
(1)分割又は併合	
当会社は、株式の分割又は併合を行うとき	
は、普通株式及びA種優先株式の種類ごと	
に、同時に同一の割合で行う。	
(2)株式無償割当て	
当会社は、株式無償割当てを行うときは、普	
通株式及びA種優先株式の種類ごとに、当	
該種類の株式の無償割当てを、同時に同一	
の割合で行う。	
(Martin 18 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(0.174.)
(普通株式を対価とする取得請求権)	(削除)
第12条の6 A種優先株主は、平成24年3月30日	
以降いつでも、法令の定める範囲内におい	
て、当会社に対し、普通株式の交付と引換え	
に、その有するA種優先株式の全部又は一部	
を取得することを請求することができるものと	
し、当会社は、当該請求に係るA種優先株式	
1株を取得するのと引換えに、当該A種優先	
株主に対して普通株式1株を交付する。	
(人代ナ・牡/耳)・トフ 野/根々 (五)	/ 业市人
(金銭を対価とする取得条項)	(削除)
第12条の7 当会社は、平成24年3月30日以降、	
いつでも、当会社が別に定める日の到来をも	
って、法令の定める範囲内において、A種優	
先株式の全部又は一部を取得することができ スキのは、米会社は、A種原生性でも取得する	
るものとし、当会社は、A種優先株式を取得す	
るのと引換えに、A種優先株主に対して、A種	
優先株式1株につき、普通株式1株当たりの	
時価相当額の金銭を交付する。「普通株式1	
株当たりの時価」については、第9条の3第1	

項第1号に記載された定義により計算するが、 「残余財産の分配が行われる日」を「取得日」 と読み替えて計算する。なお、A種優先株式 の一部を取得するときは、比例按分の方法に よる。

(種類株主総会における議決権)

第12条の8 当会社が、普通株式、他の種類の株式又は新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在的株式の発行又は処分(A種優先株式に係る取得請求権の行使による又は取得条項に基づく普通株式の交付及びA種優先株式の発行時点で残存する新株予約権の行使による普通株式の交付を除く。)を法令又は定款で定める決定機関で決議する場合には、当該決議の他、当会社のA種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要する。

第三章 株主総会 第13条~第16条(条文省略)

(種類株主総会)

第16条の2 第10条から第13条までの規定は、種 類株主総会についてこれを準用する。

第四章 取締役及び取締役会

第17条~第23条(条文省略)

(取締役の責任免除)

- 第24条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
 - 2. 当会社は、<u>社外</u>取締役との間で、会社法第 423条第1項の賠償責任について法令に定め る要件に該当する場合には、賠償責任を限定 する契約を締結することができる。ただし、当 該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令 の定める最低責任限度額とのいずれか高い 額とする。

第五章 監査役及び監査役会

第25条~第30条(条文省略)

(削除)

第三章 株主総会 第13条~第16条(現行どおり)

(削除)

第四章 取締役及び取締役会

第17条~第23条(現行どおり)

(取締役の責任免除)

- 第24条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
 - 2. 当会社は、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第五章 監査役及び監査役会

第25条~第30条(現行どおり)

現行定款

(監査役の責任免除)

- 第31条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
 - 2. 当会社は、社外監査役との間で、会社法第 423条第1項の賠償責任について法令に定め る要件に該当する場合には、賠償責任を限定 する契約を締結することができる。ただし、当 該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令 の定める最低責任限度額とのいずれか高い 額とする。

第32条~第38条(条文省略)

変更案

(監査役の責任免除)

- 第31条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
 - 2. 当会社は、監査役との間で、会社法第423条 第1項の賠償責任について法令に定める要件 に該当する場合には、賠償責任を限定する契 約を締結することができる。ただし、当該契約 に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円 以上であらかじめ定めた額と法令の定める最 低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第32条~第38条(現行どおり)

3.日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 12 月 22 日(火)定款変更の効力発生日 平成 27 年 12 月 22 日(火)

以 上